

民生委員・児童委員紹介

民生委員・児童委員の任期満了に伴い、改選が行われました。平成22年12月からは下表の皆さんが福祉活動に取り組んでいます。

◆民生委員・児童委員とは

地域の福祉を高めるための自主活動と、生活保護や高齢者・障害者の援護などの協力活動を行います。また、社会福祉施設や福祉事務所、児童相談所など関係行政機関との連携調整にあたります。

◆主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉を専門的に担当します。区域担当児童委員と一体となって活動を展開し、児童福祉の向上を図ります。特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどの役割を持っています。

☎福祉課福祉班 ☎73-0096



市長から委嘱状の伝達を受ける委員の皆さん

◆民生委員・児童委員

(敬称略)

地区	氏名	電話	担当区域	
中央	小林敬子	73-1577	笹部田東	
	磯部竹夫	73-5461	笹部田西	
	井上ミッ	73-1158	富谷	
	伊藤美枝子	72-0242	下富谷	
	青木眞人	72-0065	万町	
	赤浦専太郎	72-0578	東本町・西本町・福富町・横町	
	伊藤七郎	73-2939	若潮町・福岡台	
	椎名文生	73-0175	田町(福岡台を除く)	
	福島貞夫	73-4597	下出羽	
	福鷲塚敏雄	72-0404	仲町・上出羽	
豊栄	江波戸勝	72-3694	砂原	
	鶴澤美津子	73-4532	米倉(新町を除く)	
	鎌形信雄	73-5198	米倉新町	
	神子昭男	73-4331	雇用促進・台谷・飯倉団地	
	平山瑞子	72-0084	貝塚(本郷・谷津)・久方・亀崎・新	
	大木章	73-1971	飯倉台(1丁目・4丁目)・中貫・池端・西の内	
	池田竹四	79-1437	飯倉台(1丁目・4丁目除く)	
	野澤善一郎	73-4832	飯倉新田・時曾根・下の谷・幸田・南幸田・駅通り町	
	須賀	塚本優	73-0611	横須賀
		中村徳雄	72-0703	在久内・荒子・道の口・高高原
鈴木勇		79-0175	林崎・八市・宿・蒲田	
平野政雄		72-3517	蕪里	
大木弘勝		73-4327	高野	
匝瑳	高品かをる	73-3672	山桑・宮和田	
	椎名壽	74-0730	長岡・堀之内	
	平野宥峰	73-1171	松山・中台	
	佐藤榮二	72-1618	生尾・宮本	
豊和	川口茂	74-0266	大寺1・2	
	佐藤朗進	74-0069	大寺3・4	
	鎌形和宜	74-0725	飯塚1・2・3	
	向後英夫	74-0603	飯塚4・5	
吉田	林義雄	73-4158	入山崎・南山崎・八辺・南神崎	
	渡邊辰男	73-6212	江川・蒲野・住方・谷	
	菅谷忠治	73-4152	新町・栄・城・新田	
飯高	熊切茂	74-0556	片子・大堀・金原	
	山崎猛	74-0889	仲台・公崎	
共興	葉計幸雄	74-0469	安久山・小高・城下	
	鶴澤利光	72-4704	仲瀬古・新田浜・大槍・西里・上方・田部	
	石毛正克	72-4337	曾根本郷・本郷東・上野・川端・志村	
	塚本昭一	72-4553	荒場・学校前・仲西・塔の前・東・小泉・外城内・四谷	
	宇野喜一	72-4062	新田東西・横川・長谷浜・道祖神	
増田	増田孝	72-4758	宮内寺・和曾根・登戸・古屋・荒久場・宗内・古内屋	

地区	氏名	電話	担当区域
平和	川口浩	72-3650	1区 安巻・川向・萩曾根 6区 萩野
	磯部豊	73-2239	2区 原・大街道・古屋・蓮沼・荒匂・初内
	石橋和雄	72-0290	3区 中才・御門・山里・藤四郎野
	金杉弘	73-0534	4区 東谷
	齊藤久士	73-4622	5区(新宿を除く)
椿海	林洋子	73-3555	新宿(東)
	磯部洋一	73-5626	新宿(西)
	鈴木庸雄	72-1264	舟戸町・寄島・押角・四軒町・仲町・東町
	伊庭英男	73-0595	学校町・分野・椿シティー・柳田・東柳田
	伊藤稔	72-1644	新興分野・瀬戸谷1. 2. 3・東八1
野田	鈴木正夫	73-2096	県営住宅・蓮入・栄町・ツクモ台・日之出町・甘一町・沖南北
	鈴木孝宣	72-0059	椿団地1. 2. 3. 4・仲新久
	平山幸子	67-3236	水神1. 2. 3. 4. 5・緑町1. 2. 3・東八2
	熱田義夫	67-3603	高土内・前古屋・鯨橋・大根畑
	石田良雄	67-2508	内裏塚丘・内裏塚浜
	伊橋良子	67-2071	新堀丘・新堀浜
	押尾悦子	67-2592	桃の内・大坪・東大坪・上の馬場・宮前・古町・松山・ふれあいのさか
	稗田正治	67-4847	工業団地・上野・上・上第一・上第二・如来内・今泉東
	佐久間愛子	67-2460	八軒浜・西浜・釜前
	宇井節子	67-3328	西宿・東新生・西新生・丸の内・丸の内団地
栄	宮内輝子	67-2158	砂子・曾根・目名・県営住宅・今泉中央
	荻谷一衛	67-2169	御城・後里
	石田照江	67-1170	今泉浜
	伊藤桂子	67-2828	栢田浜
	佐久間正行	67-3082	堀川丘東・西
	及川和俊	67-3151	川辺浜・堀川浜
	及川大樹	67-4760	東郷・西郷・中郷
吉川	及川重幸	67-3078	栢田東
	吉川正久	67-4021	東西和田・川辺新田・高松・高松団地・米元団地・松風台

◆主任児童委員 (敬称略)

地区	氏名	電話	地区	氏名	電話
中央	戸高志乃	79-7530	飯高	木下喜久江	74-0571
	福島喜美江	72-0074	共興	佐藤眞由美	72-4027
豊栄	江波戸久代	73-3930	平和	山崎弘子	72-3402
須賀	大関好恵	73-7439	椿海	伊藤順子	72-3205
匝瑳	須合浩美	74-0621	野田	及川美佐子	67-3408
豊和	林千代子	74-0194	栄	江波戸京子	67-3287
吉田	吉田寛子	73-5717			

※任期は平成25年11月30日まで

皆さんのご意見をお寄せください

主要個別事業計画 兼 簡易事務事業評価

市では、匠瑳市総合計画基本計画に定めた施策を具体化するための実施計画の策定を進めています。

実施計画を策定する上での基礎資料となる「主要個別事業計画 兼 簡易事務事業評価総括表」を公表しますので、ご意見をお寄せください。

◆公表場所

市ホームページ、市役所玄関ロビー行政資料コーナー、野栄総合支所玄関ロビー

◆意見募集期間

1月1日(土)～31日(月)

◆意見を提出できる人

市民、市内の事業者、市内に通勤または通学している人

◆提出方法

「主要個別事業計画 兼 簡易事務事業評価に対する意見」と明記し、氏名、住所を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。書式の指定はありません。

【電子メール】k-kikaku@city.sosa.lg.jp

【FAX】72-1114

【郵送、持参】〒289-2198 匠瑳市八日市場ハ793-2
匠瑳市役所企画課

※市役所玄関ロビー行政資料コーナー、野栄総合支所玄関ロビーには、「主要個別事業計画 兼 簡易事務事業評価に対する意見箱」を備え付けてありますので、そちらからでも提出することができます。

問 企画課企画調整班 ☎73-0081

匠瑳市都市計画マスタープラン(素案)

市では、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」を策定しています。

このたび計画の素案がまとまりましたので、よりよい計画とするため、ご意見をお寄せください。

◆計画の概要

市全体のまちづくりの指針となる「全体構想」、市内各地域の特性を生かした詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想」および「まちづくり実現化方策」で構成

◆公表場所

市役所都市整備課、市ホームページ、野栄総合支所ロビー

◆意見募集期間

1月11日(火)～2月10日(木)

◆意見を提出できる人

市民等、市内の事業者、市内に通勤または通学している人

◆提出方法

「匠瑳市都市計画マスタープラン(素案)に対する意見」と明記し、住所、氏名(市外の方は通勤・通学先など)を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。書式の指定はありません。

【電子メール】t-keikaku@city.sosa.lg.jp

【FAX】72-1117

【郵送、持参】〒289-2198 匠瑳市八日市場ハ793-2
匠瑳市役所都市整備課

問 都市整備課都市計画班 ☎73-0091

本市へ転入してきた人へ

転入者定住促進対策奨励金

人口減少への対応として、本市に定住する意思を持って転入し、住宅を取得した人を対象に奨励金を交付します。

◆交付対象者

次の条件をすべて満たす人

- ①平成21年4月1日以降に定住する意思を持ち本市へ転入し、新築住宅(平成22年1月1日以降に固定資産税が課される住宅)を取得した人
- ②市外の市区町村に3年以上住所を有していた人
- ③世帯全員に市税の滞納がない人

◆奨励措置

- ①住宅に係る固定資産税減額後の固定資産税相当額を奨励金として交付(対象面積は、居住部分の床面積が120㎡まで、併用住宅の店舗部分などは対象となりません)
 - ②交付期間は、一般住宅は新築後3年間、3階以上の中高層耐火住宅は新築後5年間
- ※この奨励金は平成24年度中に奨励金の交付決定を受けた人までの制度です。

◆交付申請スケジュール

2月1日(火)から16日(水)

までの間に奨励金交付申請書と添付書類を企画課企画調整班に提出してください(住民票謄本の写し、世帯全員の戸籍の附票、世帯全員の市税に未納がないことを証する書類は、2月以降に交付を受けてください)。



交付決定者には、2月下旬に市から交付決定通知書を郵送します。通知書に同封されている交付請求書を3月7日(月)までに企画課企画調整班に提出していただくと、3月下旬に指定口座に奨励金が振り込まれます。

◆必要書類

- ①奨励金交付申請書(市ホームページまたは企画課企画調整班にあります。)
- ②添付書類(住民票謄本の写し、世帯全員の戸籍の附票、家屋の登記事項証明書、世帯全員の市税に未納がないことを証する書類、固定資産税課税明細書)

問 企画課企画調整班

☎73-0081